

## 大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍の故地

坂上, 康俊  
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

<https://doi.org/10.15017/2230520>

---

出版情報 : 史淵. 156, pp.1-15, 2019-03-12. 九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門  
バージョン :  
権利関係 :

# 大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍の故地

坂 上 康 俊

## はじめに

大宝二年（七〇二）筑前国嶋郡川辺里戸籍断簡は、嶋郡の大領（郡司の長官）肥君猪手の戸の戸口一二四人のほとんどが記載されている点で夙に著名である。本断簡に関連しては、近年でも新たな研究が積み重ねられており、受田額の分析から、西海道における班田収授は本戸籍に基づくものが初めてであるとした鎌田元一氏の研究<sup>①</sup>、同年の御野国戸籍との対比を通じて、本戸籍は戦時体制の戸籍から平時体制の戸籍に変わったことを示すとした本庄総子氏の研究<sup>②</sup>などが議論を巻き起こしており、筆者も、太宰府市の国分松本遺跡から出土した「嶋評戸口変動記録木簡」の分析から、同郡の戸籍の前史の一端を明らかにしたことがある<sup>③</sup>。

このように本戸籍断簡については厚い研究史があるものの、未だに詰め切れていない課題として残されているように筆者には思われるものに、川辺里の比定地問題がある。この問題を扱った研究は、近世の地誌学によるも

のを除き、最初に取り組まれた是松茂男氏の論考<sup>(4)</sup>、および前世紀末の丸山雍成氏による検討<sup>(5)</sup>が主なもので、必ずしも重厚な研究史を持つていたとは言えない。是松氏の比定が出されて以後は是松説が、丸山氏の比定が出されて以後は丸山説が有力説と見なされ、その検証は必ずしも熱心には取り組まれてこなかったというのが実情である。こうして現在では丸山説が半ば通説化していると称して良いように思うが、丸山説には近世史研究者としての発想に基づくところが散見し、必ずしも古代史研究の現在の学説状況を踏まえているとは言えず、そのため論旨に混乱もみられる。そこで本稿では、現在の古代史研究の成果を活かしつつ、どのようにしたら詰められるかという方法論に重点を置いて、川辺里の比定地問題を再検討してみようと思う。

## 一 これまでの研究——是松茂男説と丸山雍成説を中心に——

川辺里の比定地についての研究史は、丸山雍成氏の論考に近世以来の議論がまとめられているので、基本的にそちらに任せたいが、丸山説が出される前の有力説であった是松説、および是松説を否定して新たな比定地を提唱した丸山説については、特にその論証方法に重点をおいて、ここで紹介しておきたい。

是松茂男氏は、

(A) 大宝二年戸籍から川辺里の里人の受田額を総計一三一町余と推定でき、川辺里は数個の自然村落を包括した相当大規模な村落とみるべきことと、

(B) 天正十九年(一五九一)「志摩郡惣田数付之事」(朱雀家文書)に、「元岡村」「泊村」と併記されている「河名辺名」が、慶長三〇四年(一五九八)の「志摩郡石田治部少輔様御時物成并中納言様御時物成」

(朱雀家文書)では消滅し、その代わりに「馬場村」が「元岡村」と並記されて現れていること、

(C) 近世初頭には志摩郡の有力神社となっていた六所神社が馬場村にあり、前掲文書で「河名辺名」の中にも含まれた形で上げられている「社領十一町九反四十五歩」は、この六所神社の社領と考えられること、

(D) その六所神社の神職が寛文・宝永頃に著した『志摩郡古神社記』に「志麻郡加波奈美江馬場神社」とあること、

(E) 天正十三年(一五八四)の文書に掲げられている「元岡御公領出子田」八筆の中に「河辺四百田一所<sup>惣</sup>段 二郎左衛門」とあること、

(F) (立花)大友文書の嘉元三年(一二三〇五)の鎮西探題裁断状に「河辺名主河辺四郎左衛門入道蓮妙」が見えること、

以上を根拠として、川辺里を馬場・油比・松隈・津和崎付近に比定した。

是松説は、その提唱後約半世紀にわたって通説的地位を占めていたのであるが、これに対して丸山氏は、

(a) 大宝二年の嶋郡川辺里戸籍断簡に見える受田額より推算して(川辺)「里の受田合計面積は(中略)総計一二四町歩程度となる」とし、同里は狭郷であったとする評価に修整を迫った上で、馬場村付近は是松氏も認めるように山麓の狭小な地域であり、肥君は肥国(肥後)から進出して対外交渉にも関与しているの

で、嶋郡司(大領)としての政治的拠点である郡衙中心の建物群と、生産・生活の場として、川辺里を山間・丘陵地帯に比定すべきではなく、港津にほど近い平野部に比定すべきこと、

(b) 近世初頭の「河名辺名」が当時の「馬場村」に相当するという是松説は妥当であるが、河名辺名はかつての川辺郷から派生した「名」群の一つに過ぎず、しかも河名辺名は一三六町であって、前記した大宝二年

の川辺里推定受田額と殆ど変わらず、二つの史料の間に経過した九百年という時間の推移を考えれば、と  
うてい同一地域とは考えられないこと、

- (c) 近世の著作を検討すると、馬場の六所神社の由来については、もともとは元岡の方に淵源を持つものと考  
えられ、古代から連綿として馬場の六所神社が志摩郡の有力社として現地で続いていたという想定には疑  
問符がつくこと、

- (d) 是松氏が依拠した『志摩郡古神社記』の記述「志麻郡加波奈美江馬場神社」は、あるいは「加波奈美郷」  
であったかもしれないが、この資料自体には他書の節略が多く混じっており、内容に問題があること、

- (e) 「元岡御公領出子田」八筆の中に「河辺四百田一所<sup>惣</sup>段 二郎左衛門」とあることは、それだけでは単に「河辺」と  
いう呼称の存在を示すだけである。しかし、是松氏が天正十三年（一五八四）の年紀を持つ文書として掲  
げた「元岡御公領出子田」の表題を持つ文書は、実は天正七年以前の大友氏の直轄領の書き上げと見るべ  
きで、「出子田」は本名（この場合は元岡）の近接地に設けられたはずであり、並記されている八つの名  
の位置比定を試みた結果と、旧泊村と旧志登村との間に「カフノミ」、旧油比村に「カウナベ」という田  
字（＝ホノケ）があることを参照すれば、八筆の中の「河辺四百田一所<sup>惣</sup>段 二郎左衛門」は、元岡の近辺に求める  
べきであること、

- (f) 嘉元三年（一一三五）鎮西探題上総介北条政顕裁断状（立花）大友文書 によれば、「河辺名々主河辺四  
郎左衛門入道蓮妙」云々の記述は、「元岡名主田鏡浄法」云々の記述と「金丸名々主野北与三左衛門入道  
定心」云々の記述の間にあり、後者は太郎丸村の金丸か今津村の金丸と考えられ、元岡名と金丸名との間  
に置かれた河辺名は、馬場付近よりはかなり東に離れている可能性が大きいこと、

これらの問題点を挙げて是松説を批判したうえで、糸島半島の古代の景観に言及し、下山正一氏らの調査結果に依拠して、西からは加布里湾が泊・油比あたりまで進入していたので、西流する泉川の流域は古代には海浜であった川辺とは言いがたいとしてこちらの方面には比定できないとし、結論としては元岡から泊にかけての一带が、嶋郡ないし川辺里（郷）の中心と推定したのである。

## 二 丸山雍成説の検討

丸山説が提唱されて以来、本格的な批判もなまに二十年ほどが過ぎてしまったことは先述のとおりである。しかし、丸山説の立論の過程には、古代史研究の方から見ると、看過できない問題点が含まれているように思う。結論の当否はさておき、少なくとも方法的な問題は、やはり吟味しておくべきであろう。今思いつくままに問題点を列記してみれば、おおよそ次のようなものが挙げられるだろう。

(1) 下山正一氏らの研究を、糸島半島の西側（加布里湾側）の海水面の湾入については肯定的に評価しているのに、東側（今津湾側）については、どの程度の湾入が古代に考えられるのか、この点の検討がなされていない。「元岡」の丘陵の前面には「元浜」の地名が広がっており、少なくとも縄文・弥生時代には、現在の元浜一〜四丁目、太郎丸一〜四丁目あたりは海岸で、貝類が生息していた。このあたりが八世紀初頭にどこまで陸地化していたかはわからないが、「元浜」という地名から推測すれば、中世頃までは居住や耕作の適地とは言いがたかったのではあるまいか。少なくとも元岡地域が平野に恵まれていたかどうかは、かなり疑問である。



図1 縄文海進ピーク時期の推定海岸線（破線）（注(6) 小林茂他編著付図より）



図2 国土地理院発行 1/25,000地形図「宮浦」「前原」を縮小

- (2) 丸山氏は大宝二年戸籍での川辺里を構成する戸の受田額を総計一二四町程度と推定し、川辺里の中でこの田積を確保できていたが故に川辺里には相当の耕地が広がっていたはず、従って山間の狭隘な土地には比定できないとする。しかし、そもそも里は人間の集団であり、元来属地性はない<sup>(8)</sup>。里はおろか郡すらも、本来人間の集団という性格を主要なものとし、領域はそれに付随する二次的な性格にすぎないものであった<sup>(9)</sup>。『令集解』諸説は、狭郷・寛郷を郡単位で定めようとしているが(田令13寛郷条穴記・朱記貞説、田令7非其土人条朱記、田令20従便近条古記など)、大宝二年の豊前国においては、上津三毛郡丁里、上津三毛郡加自久也里、中津郡丁里いずれも男子一段二三五歩、女子はほぼその三分の二の一段三六歩であって、郡・里の別なく統一基準の狭郷扱いがされており、これは豊後国の口分田の班給基準とも筑前国のそれとも異なることを考慮すれば、口分田の班給基準は、郡・里ではなく国ごとに異なっていたことは明らかである<sup>(10)</sup>。つまり里に属する人々がいかに狭隘の地に住んでいようと、彼らの口分田が確保できないということはないのであって、一国内で標準とされた受田額が、いずれかの土地に支給されたはずなのである。従って推定川辺里戸口受田(予定)額と、近世初頭の河名辺名の面積とを比較するのは全く意味がないし、川辺里の人々が特に至便の場所に口分田を支給されていた、換言すれば大部分の里人が平野部に住んでいた、という保証はどこにも無い。
- (3) 丸山氏は「肥君猪手とその大家族の生活拠点、さらには嶋郡衙所在地でもある川辺里の位置がどこか」という問題設定をしているが、そもそも川辺里が郡衙所在地であったかどうかは、原理的には不明としか言いようがない。

郡司の任用原則についての最近の研究によれば、一郡内にいくつかの有力な首長(村落首長)一族がいて、彼らが十年程度の間隔で回り持ちに近い状態で少領に、そして大領に任用されていたという<sup>(11)</sup>。実際に嶋郡に

おいては、『続日本紀』和銅二年（七〇九）六月乙巳（二十日）条に「筑前国御笠郡大領正七位下宗形部堅牛、賜<sup>二</sup>益城連姓<sup>一</sup>。嶋郡少領從七位上中臣部加比、中臣志斐連姓」とあり、郡領氏族として中臣部（中臣志斐連）一族がいた。このとき中臣部加比は、從七位上とはいえ少領であり、大領肥君猪手、少領中臣部加比という体制であった可能性がある。大宝二年の時点で肥君猪手は正八位上にすぎず、郡司の選限は大宝令制では十考であったが、慶雲三年（七〇六）二月十六日の格制で八考に減らされており、猪手が生きて大領を続けていたとしても、和銅二年の段階ではせいぜい三階上がった正七位下にしかならず（選叙令<sup>15</sup>叙郡司軍団条）、これは、少領中臣部加比のわずか一階上に過ぎない。

また、「嶋評戸口變動記録木簡」には、所属里は不明ながらも「進大貳建部成」という人物が見えている。進大貳は大宝令制では大初位下に相当する。当該木簡は六九一年、もしくは六九七年に記されたと思われるので、<sup>12</sup> 淨御原令制下での進階の原則ははっきりとはしないものの、大宝二年の段階で彼は三階ほど昇叙して從八位上程度にはなっていた可能性があり、これは猪手のわずか二階下の位置付けとなる。

このように、少なくとも八世紀初頭の嶋郡内には、肥君一族の当主に十分に匹敵する位階を持つ、従って有力と言える首長が間違いなく複数存在した。<sup>13</sup> そうなると、先述の回り持ち的な任命のあり方から見て、たまたまその時に郡司大領である人物の居所近くに郡衙が設けられていたかどうか、その点是不確かなことと言わなければならない。嶋郡衙の所在地問題と川辺里の位置比定とは、いったん切り離して考えるべきなのである。

（4）肥君の出自について丸山氏は、六世紀前半の磐井の乱以降の筑紫進出を考え、肥君猪手はその後裔であるとみている。ここで問題になるのが糸島半島における首長墓の分布である。宮本一夫氏らの研究によれば、

糸島半島内では、古墳時代前期に既に初と泊く元岡とに前方後円墳・大型円墳の分布の核が存在していたが、中期（五世紀前半頃く）に入ると泊く元岡のみに墳丘の大きな古墳が集中するようになるという。<sup>(14)</sup>元岡では六世紀後半く末の前方後円墳である元岡石ヶ原古墳が、首長墓としては最後の大型古墳となる。

一方で、元岡G地区では、一号く六号墳の存在が確認されており、このうち一号墳は大型の方墳で、七世紀初頭の築造とみられており、<sup>(15)</sup>また三号墳も六世紀末く七世紀初頭のもものと見られている。<sup>(16)</sup>その元岡G地区の古墳群の内の古墳の一つ、庚寅年銘の鉄刀を出土した元岡G六号墳（七世紀初頭く前半の築造で、七世紀後半まで墓前祭祀が行われていた<sup>(17)</sup>）が、拙論のごとく百済との交渉で活躍した肥君一族の後裔のものであるとするならば、<sup>(18)</sup>元岡といってもかなり南西に偏したあたりが七世紀の肥君の奥津城ということになり、肥君一族は、従来的大型円墳・前方後円墳とはやや様相のことなる墓群を造営することを選んだということになる。三十二基の円墳からなる桑原石ヶ元古墳群との距離も気になるところであり、同古墳群を肥君に係する集団のものと考えて良いか、<sup>(19)</sup>なお疑問無しとしない。もちろん、居住地、生産の拠点（耕地）、そして墓域は、必ずしも一致しているとは限るまい。

### 三 川辺里は川のほとりでは

以上が丸山説のもつ方法論的な問題であり、これらをクリアした上で川辺里の位置比定をしなければならぬことになる。ただ、丸山氏が是松氏の所説を批判しつつ述べるように（前掲 e・f）、「元岡村」と「河名辺名」とは、かなり近接していたという点は認められるだろう。しかも「河名辺名」が馬場付近を含み込んでいた時期

があるとするば（前掲b）、元岡よりは南西、馬場に近いあたりに川辺里の中心部、肥君の居住地があったという想定も成り立つことになる。

そうした場所を地図上に求めるとすれば、そしてその際に、古代に東側から大きく湾入していた海岸線を考慮すれば、「元岡から泊にかけての「帯」というように敢えて元岡と結びつけるのではなく、肥君の奥津城である元岡G六号墳のあたりを後背地とし、海上軍事力の保持・行使に必要な港湾という意味で、「泊」を間近に望めるような場所を想定する方がより妥当ということになる。

しかし、更に重視すべきは、他ならない「川辺」という地名である。しばしば後に「河名辺」とも表記されている点をも考慮に入れば、やはりこの地名は「川のほとり」に由来するとしか考えられない。それが認められれば、元岡丘陵の南東面の縁の部分は、「元浜」の地名もあるように海浜と言うべく、「川辺」とは言えないだろう。川の流れようがないのである。

元岡丘陵の周辺で川が流れているのは、大原川が流れる桑原地区（元岡丘陵の北東にあたる）を除けば、馬場、松隈、そして井田原といった、今津湾からみれば北西側にかなり奥まった地域が挙げられる。桑原地区は、大量の木簡を出した元岡地区二〇次調査区とは至近の位置にあり、郡衙等の存在の可能性も否定できないとはいえず、七世紀半ばまでの肥君の奥津城からは距離がありすぎるし、港湾とも離れてしまうのではあるまいか。一方、馬場、松隈、井田原あたりは、確かに初川の上流が貫流し、ある程度の平野部が広がっているが、嶋郡の一つの里名として「川辺」を名乗るには、あまりにも貧弱な流れであり、かつこちらにも内陸であるという難点がある。

当時の海岸線を見込んだ上で、この付近で最も大きな川となると、それは南から流れ出てきた雷山川が、志登支石墓群と現在の志登神社との間、すなわち怡土郡と志麻郡とを結ぶ地峡帯（陸橋）の中央を貫流しつつ北そし

て西に流れ、すぐに西方から大きく湾入していた当時の加布里湾に流れ込むあたり、すなわち現在の志登から泊にかけてを中心とする一帯が、「川辺」と呼ぶには最もふさわしいだろう。丸山氏が見いだした、旧泊村と旧志登村との間にある「カフノミ」、旧油比村にある「カウナベ」という二つの田字（＝ホノケ）の存在は（前掲e）、このあたりこそ「川辺里」の故地であることを暗示してくれているように思うが、いかがであろうか。

なお、「川辺」という里名が「川のほとり」を意味するのではない、「川のほとり」に由来するのではないという考え方もあり得よう。かつて日野尚志氏は、『日本書紀』に朝鮮半島への派遣氏族としてしばしば登場する「河辺臣」と関係があるのではないかと述べている。また、『続日本紀』宝龜六年（七七五）四月壬申（十日）条に「授<sup>二</sup>川部酒麻呂外従五位下<sup>一</sup>。酒麻呂肥前国松浦郡人也。勝宝四年、為<sup>二</sup>入唐使第四船舵師<sup>一</sup>、帰日海中順風盛扇、忽於<sup>二</sup>船尾<sup>一</sup>失火。其炎覆<sup>レ</sup>艫而飛、人皆惶遽不<sup>レ</sup>知<sup>三</sup>為計<sup>一</sup>。時酒麻呂廻<sup>レ</sup>舵。火乃傍出、手雖<sup>二</sup>燒爛<sup>一</sup>、把<sup>レ</sup>舵不動。因遂撲滅、以存<sup>二</sup>人物<sup>一</sup>。以<sup>レ</sup>功授<sup>二</sup>十階<sup>一</sup>、補<sup>二</sup>当郡員外主帳<sup>一</sup>。至<sup>レ</sup>是授<sup>二</sup>五位<sup>一</sup>」とあるように、嶋郡とそう離れていない可能性のある肥前国松浦郡内には、「川部」姓の舵取りがいた。また、唐津市中原遺跡1区では、「大村戸主川部祖次付日下□□」と記された木簡が出土しており、唐津市千々賀古園遺跡出土の墨書土器にも「川部」と記されたものが見られる。里の呼称が、こういった人名に由来する可能性も皆無とは言えないだろう。

更に、先述した「嶋評戸口變動記録木簡」には、「川ア里」という里名が記されており、大宝二年戸籍の「川邊里」は、七世紀末には「川部里」と表記される場合があることが分かった。

しかし、まず『日本書紀』においては、「河辺」臣という表記で統一されており、「川辺」臣と記すことはない。また、現存する「川辺里」戸籍、及び「嶋評戸口變動記録木簡」には、「川部」「川辺」「河辺」を姓とする者は見いだせないで、この「川辺」という里名が姓「川部」「河辺臣」に由来すると考えるのは、現時点では無理がある。

更に、「嶋評戸口變動記録木簡」について言えば、同木簡では、同じ姓が続く際に「同ア」と略している場合があるように、表記をやや崩したところもあるので、「川邊」の画数の多さを忌避して、普通の「川ア」と表記したという可能性も考えられるのではなからうか。

### おわりに

是松茂男氏と丸山雍成氏とが、主として中近世文書や近世の地誌類を用いて「川辺里戸籍」の故地を探ったのに対し、本稿では、古代の里や郡司の制度史的研究を踏まえ、庚寅年銘の鉄刀という新資料を用いて、元岡G地区古墳群を六世紀後半から七世紀前半にかけての肥君の奥津城と想定し、更に古代の海岸線の復原に配慮しつつ、大宝二年戸籍に見える「川辺里」の故地を、「川辺」という呼称に重点をおいて、現在の志登から泊にかけてを中心とする、雷山川下流の一带ではないかと考えてみた。

里の呼称は、その里が包含しているいくつかの村落のうちの中心的な村落の呼称に基づくのを基本とするのではないかとされている<sup>(2)</sup>。里人の居住域自体は、馬場あたりから元岡あたりまで広がっていた可能性があることを認めるに吝かではないが、敢えて「川辺」と名付けた経緯については、もっと重視してしかるべきではないかと考えた次第である。

### 注

(1) 鎌田元一「大宝二年西海道戸籍と班田」(『律令公民制の研究』所収、塙書房、二〇〇一年。初発表一九九七年)。

- (2) 本庄総子「大宝二年戸籍と寄口 造籍原理とその転換」〔『史林』九八一六、二〇一五年〕
- (3) 坂上康俊「嶋評戸口変動木簡をめぐる諸問題」〔『木簡研究』三五号、二〇一三年〕。
- (4) 是松茂男「筑前国嶋郡川辺里の位置」〔『糸高文林』創刊号、一九五二年〕、同「同」〔『伊都』創刊号、一九六九年〕。
- (5) 丸山雍成「筑前国嶋郡川辺里の比定地をめぐる問題」〔『日本歴史』六〇五号、一九九八年〕。のち『封建制下の社会と交通』再収、吉川弘文館、二〇〇一年〕。
- (6) 下山正一・佐藤喜男・野井英明「糸島低地帯の完新統および貝化石集団」(九州大学理学部研究報告「地質学」一四一四、一九八六年)、下山正一「桑原飛榊貝塚の自然遺物(その1)——貝類について」(福岡市埋蔵文化財調査報告書第四八〇集「桑原遺跡群2——飛榊貝塚第一次調査——」福岡市教育委員会、一九九六年)。なお、小林茂・磯望・佐伯弘次・高倉洋彰編「福岡平野の古環境と遺跡立地」(九州大学出版会、一九九八年)付図「既存ボーリング資料に基づく福岡市地域の縄文海進ビーク時期の推定海岸線」も参照。
- (7) 『新修志摩町史 上巻』(志摩町、二〇〇九年)第二編第二章第四節の地図(一三三頁)も参照。
- (8) この点は既に『新修 志摩町史 上巻』(志摩町、二〇〇九年)第三編第二章第三節三「川辺里の比定地をめぐる二つの説」で指摘されている(原田論執筆、二四二～四頁)。
- (9) 大町健「律令制的国郡制の特質とその成立」〔『日本古代の国家と在地首長制』所収、校倉書房、一九八六年。初発表一九七九年〕。
- (10) 虎尾俊哉「班田収授法の研究」(吉川弘文館、一九六一年)五四～六〇頁。
- (11) 須原祥二「八世紀の郡司制度と在地」〔『古代地方制度形成過程の研究』所収、吉川弘文館、二〇一一年。初発表一九九六年〕三二頁。
- (12) 坂上康俊注(3)論文。
- (13) なお、猪手の戸口の中には、有位者として猪手の従父弟肥君龍麻呂(少初位上)がおり、また同里の中に、戸主大初位上肥君梨麻呂がいた。
- (14) 宮本一夫他「糸島地域における遺跡分布の地理情報システム(GIS)による研究」〔『九州考古学』第七七号、二〇〇二年〕一二～三頁。

- (15) 福岡市埋蔵文化財調査報告書第二二〇集『九州大学統合移転用地内埋蔵文化財調査報告書 元岡・桑原遺跡群二二一——第五次調査の報告1——』福岡市教育委員会、二〇一三年、六頁（大塚紀宜執筆）。
- (16) 同右一二頁（大塚紀宜執筆）。
- (17) 同右七〇頁（大塚紀宜執筆）。
- (18) 坂上康俊「庚寅年銘鉄刀製作の背景」（福岡市埋蔵文化財調査報告書第一三五五集『九州大学統合移転用地内埋蔵文化財調査報告書 元岡・桑原遺跡群三〇——元岡古墳群G1六号墳・庚寅銘大刀の考察——』福岡市教育委員会、二〇一八年）。
- (19) 宮本一夫他注（14）論文一五頁。
- (20) 日野尚志「筑前国怡土・志麻郡における古代の歴史地理学的研究」（『佐賀大学教育学部研究論文集』二〇号、一九七二年）三四頁。
- (21) 佐賀県文化財調査報告書第一六八集『西九州自動車道建設に係る文化財調査報告書（4） 中原遺跡I』（佐賀県教育委員会、二〇〇七年）一〇二—三頁。
- (22) 吉田孝『律令国家と古代の社会』（岩波書店、一九八三年）一五三頁。